

平成23年 4月 8日
独立行政法人
日本原子力研究開発機構
敦賀本部

「ふげん」保安規定の変更認可申請について

当機構は、平成23年3月30日付の経済産業大臣からの福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施に係る指示及び「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」の改正を踏まえ、本日、経済産業大臣に新型転換炉原型炉施設の原子炉施設保安規定^{※1}の変更認可申請を行いましたのでお知らせします。

今後、国による審査を受けてまいります。

【保安規定の変更概要】

電源機能等喪失時^{※2}の体制の整備に関する措置として、要員の配置、訓練、可搬式の発電機や動力ポンプ、ホースその他資機材の配備に関する計画の策定、計画に基づく活動の実施及び活動に関する定期的な評価を行うことなどを新たに保安規定に追加した。

なお、「ふげん」は、平成20年2月に廃止措置計画の認可を受け、現在、廃止措置を行っていますが、平成15年3月の運転停止後、原子炉から燃料を取り出し、全て使用済燃料貯蔵プールに貯蔵しており、その発熱量は極めて低い状態です。

今回の福島第一原子力発電所における事故を踏まえて、使用済燃料の損傷に係る対策について必要な対応を速やかに実施し、機構として「ふげん」の安全確保に万全を期してまいります。

※1. 保安規定 : 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」
(原子炉等規制法) に基づき、原子力発電所の運転の際に
実施すべき事項などを事業者が定めたもの

※2. 電源機能等喪失時 : 津波により、交流電源を供給する全ての設備、海水により
原子炉施設を冷却するための全ての設備及び使用済燃料貯蔵
プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合

別紙 : 「ふげん」保安規定の変更内容

以上

「ふげん」保安規定の変更内容

以下の条文を新たに追加しました。

(電源機能等喪失時の体制の整備)

第64条の2 安全品質管理課長は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水により原子炉施設を冷却するための全ての設備及び使用済燃料貯蔵プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、所長の承認を得る。

- (1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
- (2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練
- (3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホースその他資機材の配備

2 各課長は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。

3 安全品質管理課長は、第1項及び前項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、所長及び保安主任者に報告し、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。